

香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本構想（素案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

生活衛生課 乳肉衛生・動物愛護グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3179/FAX:087-862-3606

E-mail:eisei@pref.kagawa.lg.jp

平成27年3月16日から平成27年4月15日までの1カ月間、香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本構想（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、15名の方から77件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉	〈提出されたご意見の数〉	
個人 15名	第1章 基本的な考え方	3件
<u>団体 0名</u>	第2章 機能と役割	50件
合計 15名	第1節 県民に開かれた施設	12件
	第2節 普及啓発の拠点となる施設	13件
	第3節 譲渡推進の拠点となる施設	19件
	第4節 その他	6件
	第3章 今後の検討事項	15件
	その他	9件
	合 計	77件

第1章 動物愛護センター整備に関する基本的な考え方

1 整備目的

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターを設置するのは急務であると思われる、期待している。 愛護センター新設のために多額の税金を使用するよりも、既存のもので処分数を減らす方法や不妊去勢手術の補助金に使用した方が、飼主への啓発にもなる。 愛護センターを新設して、殺処分数が減少するか疑問である。またセンターまで行って譲渡してもらう住民はほとんどいないと思う。 	<p>人と動物の共生する社会を実現し、殺処分数、殺処分率を減少させるためには、動物愛護精神の普及啓発や収容した犬、猫の譲渡の推進をはじめ、動物由来感染症対策や災害時の動物対策について拠点となる施設の整備が必要と考えています。</p> <p>また、不妊去勢手術の補助金につきましては、市町の補助制度についての情報提供に努めるとともに、県としても本年度、地域猫対策に取り組む市町へ助成するモデル事業を実施することとしています。</p>	3

第2章 動物愛護センターの機能と役割

第1節 すべての県民に開かれた施設

1 命を大切に作る心の醸成

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<p>(犬や猫と親しむ場の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開かれたセンターになるようイベントや講習会、しつけ教室などを開催するべきである。 来場者が気軽・快適に犬猫と自由にふれあうために、動物との接し方について事前講習会を実施するとともに、ドッグランやネコカフェなどを設けるべきである。また、動物由来感染症予防対策や事故防止対策、未成年者は保護者同伴とするべきである。 	<p>ご意見を踏まえて、全ての県民に開かれた施設になるように、今後、動物愛護センターを整備していく上で、参考にさせていただきます。</p>	5
<ul style="list-style-type: none"> 小動物（「うさぎ」「やぎ」「モルモット」「にわとり」等）とふれあう場所を併設するべきである。 	<p>現在のところ、犬・猫以外の小動物施設の併設までは考えていませんが、犬や猫と親しむ場を通じて、全ての県民に開かれた施設になるように、努めてまいります。</p>	
<p>(体験学習への取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 校外学習や遠足を通して、子ども達が犬猫とふれあい、習性や行動・接し方を学ぶ場を提供するべきである。（関連した図書や展示室の活用） 子供達への学習は、教育機関と連携するべきである。 	<p>動物愛護センターでは、犬猫とのふれあいや体験学習等を通じて「命の大切さ」や「思いやり」の心を育むこととしています。また、動物を通じた子ども達に対する情操教育の実施には、教育機関との連携は不可欠と考えていますので、ご意見を踏まえ、次のとおり表記内容を修正します。（下線部を修正）</p> <p>第2章 動物愛護センターの機能と役割 第1節 すべての県民に開かれた施設 1 命を大切に作る心の醸成 (2) 体験学習への取組</p> <p>遠足や校外学習の一環として、・・・正しい接し方等について理解を深めるため、教育機関等と連携しながら、体験学習への取組を実施する。</p>	2

2 民間との連携・協働

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<ul style="list-style-type: none"> 専門家（獣医師、ドッグトレーナー、動物看護師、ペット栄養管理士等）が民間ボランティア（動物愛護推進員や譲渡ボランティアなど）を育成する研修を行うべきである。また、資格が取得できるような機会があれば参加意欲も向上すると思われる。 	<p>公益社団法人香川県獣医師会などの関係団体、動物愛護推進員、譲渡ボランティア等民間ボランティアとの連携・協働に努めてまいります。なお、いただいたご意見を参考に、関係団体等とより有効な連携方法について、今後検討してまいります。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 学校等への出前講座を実施するために、ボランティアを養成するべきである。 民間ボランティアの活動状況など情報交換ができる場を提供するべきである。（動物保護情報など民間ボランティアに関する展示スペースの設置など） ボランティア参加型（収容動物の管理、しつけ、散歩、シャンプーなど）の施設にするべきである。 		5

第2節 動物愛護管理に関する普及啓発の拠点となる施設

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<p>(動物愛護管理に関する情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬猫の迷子情報については、マスコミ等を活用して情報発信を行うべきである。また、県民の意識改革や飼い主責任としての終生飼養等について働きかけるべきである。 ・県民に動物愛護センターが浸透するように、新聞やラジオ、TVなどメディアと連携してアピールするべきである。 ・センターが飼い主を探してくれると誤解しない様に、正確な情報を発信するべきである。 ・民間サイトを活用するなど、正確な情報公開を行うべきである。 ・SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用した情報発信をするべきである。 ・定期的にセンターの取り組み状況や収容動物の情報を県以外の各市町の広報誌等も活用して発信するべきである。 	<p>動物愛護管理に関する情報につきましては、様々なツールを活用して情報発信に努めてまいります。</p>	6
<p>(犬や猫の適正な飼い方等の普及啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主責任が勉強できる場所や飼い主への啓発方法等を検討するべである。 ・関係法令等を広く周知できる教育の場とするべきである。 ・動物に関心のない人に対しても関心・理解を深められるように、香川県や高松市の広報を活用して、動物愛護関係（遺棄や虐待など法律関係、動物生態、殺処分の現状、飼い主責任等）の特集を組むなど 普及啓発に努めるべきである。 ・飼主の意識向上のため、何らかの啓発を行うべきである。 ・警察と連携して、遺棄・虐待など相談できる窓口を設けるべきである。 	<p>動物愛護施策を効率的・効果的に推進するためには、広く県民の方々に、動物の愛護と適正な管理について関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、公益社団法人香川県獣医師会などの関係団体、民間のボランティアや動物愛護推進員、動物取扱業者等とも連携しながら動物愛護管理に係る普及啓発に努めてまいります。</p>	7

第3節 犬や猫の譲渡推進の拠点となる施設

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<p>(健康状態等に配慮した適切な管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡動物の選定についてはボランティアと連携するべきである。 ・譲渡の適性があるとされる犬・猫については、健康診断や治療が出来る施設を整備し、獣医師や看護師を常勤させるとともに、夜間や緊急事態にも対応でき体制にするべきである。 ・譲渡対象の犬猫については、健康診断や不妊去勢手術等を行い、費用の一部を飼い主に負担させるべきである。 ・収容動物の健診及びワクチン接種を行うべきである。 ・譲渡の際にマイクロチップを装着するべきである。 ・センターで迷子札の販売を行い、譲受者に購入させるべきである。 ・収容動物が傷病動物である場合、出来る限り治療を行い、トレーナーや獣医師等と連携し譲渡対象動物となるよう努力するべきである。 ・子犬専用施設を作り、ミルクボランティア等と連携した健康管理やトリミング等を行うべきである。 	<p>動物愛護センターに収容した動物の健康管理等につきましては、公益社団法人香川県獣医師会や民間ボランティア等と連携を図りながら実施してまいります。</p>	10

<p>(譲渡する犬や猫の適正飼養の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡適正のある犬猫とのふれあいを通して、新しい飼い主と出会う場を提供するべきである。 ・定期的に譲渡会を開催することで、収容頭数を減らし、長期間収容できる体制にするべきである。 ・野犬についてもボランティアと連携して、しつけ等を行うべきである。 ・譲渡の適性があるとされる犬・猫については、専門家による基本的なしつけを実施し、譲渡後トラブルが発生しないようにするべきである。 ・譲受希望者に対しては、家庭環境の審査等を行い、譲渡後もしつけ教室や相談などで支援を行うべきである。 ・譲渡希望者に対して、関係法の遵守、犬猫の特性学習、不妊去勢手術、所有者明示の重要性等について講習を行い、講習後に誓約書等に署名させるべきである。 ・譲受者に対して、狂犬病予防法上の登録及び不妊去勢手術の実施について報告を義務化するべきである。 ・譲受希望者の審査基準（年齢、有償譲渡など）を厳格にするべきである。 	<p>譲渡推進の拠点施設になるように、保健所や譲渡ボランティア等と連携して、一頭でも多くの犬や猫が新たな飼い主のもとで幸せに暮らせるよう、譲渡推進につながるような事業に取り組んでまいります。</p>	<p>9</p>
---	---	----------

第4節 その他

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<p>(災害時動物対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に同行避難した動物に対する物的（餌等）・人的（治療等）支援を行うとともに、避難場所を確保し県民に周知するべきである。 ・災害時動物対策として、（同行避難の方法や避難場所、同行避難する上で注意すべきこと、平常時から各人が確保しておくべきものや注意しておくべきこと、有事の際支援してくれる場所、機関等）情報発信の拠点施設としての機能を有するべきである。 ・各自治体に対する災害時動物対策について、研修会を行うなど支援を行うべきである。 	<p>動物愛護センターでは、災害発生時に避難所に同行避難した動物に対する物的・人的支援や、災害時動物対策に関する普及啓発の拠点施設としての役割を果たしてまいります。</p>	<p>3</p>
<p>(動物由来感染症対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入動物による感染症の危険性や近隣諸国での発生事例も、情報として発信できるようにするべきである。 ・人獣共通感染症の発生状況のみではなく、治療法や予防法についても併せて発信し、動物に対する嫌悪や攻撃につながらないよう配慮するべきである。 	<p>動物由来感染症への対策は重要であり、動物愛護センターでは、公益社団法人香川県獣医師会と連携して動物由来感染症についての調査・研究、正確な情報の発信や普及啓発に努めてまいります。</p>	<p>2</p>
<p>(保健所との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡前講習会等については、各保健所と連携するべきである。 	<p>動物愛護管理業務が効率的・効果的に推進できるよう、保健所と連携してまいります。</p>	<p>1</p>

第3章 今後の検討事項

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の廃校舎（小・中学校）の教室や運動場を利用するべきである。 ・ 県有地・市有地を優先的にせず、民有地も候補地とするべきである。 ・ 医療施設の併設など、効果的・効率的な設備・資材を検討するべきである。 ・ 犬・猫の飼育施設は、空調設備や十分な広さを確保し、感染症予防対策として、動物の個別管理を行うべきである。 ・ 動物の世話ができるボランティアを募り、資金は税金と募金を呼びかけるべきである。 ・ 施設は随時見学できる体制を作るべきである。 ・ 様々なセミナーを開催するために研修室等を開放するべきである。 ・ 休日に開庁するべきである。 ・ トリマー、トレーナーなど専門職を配置し、必要な施設・設備を設けるべきである。 	<p>設置場所の候補地につきましては、県民の方が利用しやすい環境であること、また普及啓発や譲渡推進等の拠点として求められる機能や事業に必要な施設や規模等を総合的に勘案し、選定してまいります。</p>	15
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の引取りは、市町での引取りを止め、センター・保健所だけにするとともに、殺処分方法等を飼い主へ周知することで、センターへの持込を止めさせるべきである。 ・ 職員の採用について、経験者等、動物愛護に意欲的な者を採用するべきである。 	<p>いただいたご意見につきましては、動物愛護管理業務を推進していく上で、参考にさせていただきます。</p>	

その他

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方	件数
<p>(動物愛護施策全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野良犬、野良猫対策として殺処分率低下のために、エサやり禁止条例の制定や動物愛護に対する罰則を強化するべきである。 ・ 地域住民と協働するなど、殺処分を減らす取組みを検討するべきである。 ・ 飼い主から引取り依頼があった場合は、終生飼養の徹底や新しい飼い主を探しについて指導を行うなど、すぐに引取らないようにするべきである。 ・ 野良犬・猫対策として地域猫・地域犬活動を採用するべきである。 ・ 動物愛護税やペット税を導入するべきである。 	<p>いただいたご提案につきましては、動物愛護管理施策を推進していく上で、参考にさせていただきます。</p>	9
<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡不適となった場合の殺処分は、鎮静薬と麻酔薬を使用するべき。 ・ センターでの安楽死は、1頭ずつ行うべきである。 ・ 処分は、苦しみの少ない方法を選択するべきである。 	<p>動物愛護センターでは、基本的に殺処分は行いませんが、重篤な病気などで、やむを得ず殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法について、検討してまいります。</p>	